

平成27年5月26日

〒520-8577
滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県御中

〒520-0037
滋賀県大津市御陵町4-1 県立スポーツ会館2階
公益財団法人 滋賀県体育協会 御中

〒567-0032 大阪府茨木市西駅前町5番10号
大同生命ビル3階
TEL 072-631-5560 FAX 072-631-5570
いばらき総合法律事務所
弁護士 横山耕平

意見書

平成24年8月31日、滋賀県立彦根総合運動場内プールにて発生しました
の事故につき、当職の意見を申述いたします。

以下、本件和解案の妥当性についての根拠を、下記の通り、ご説明致します。

記

相手方代理人より、平成27年2月26日付けにて、和解案が提示され、総額
金8652万7216円
の請求があった。

これに対し、滋賀県および体育協会側からは、
金8006万7767円
の回答を行い、今般、この金額にて合意の予定である。

以下、当方からの提案についての妥当性の根拠について、敷衍する。

第1 ほぼ争いのない項目

- 1 治療費 金45万5681円
- 2 入院雑費 金4500円
- 3 休業損害 金4万1019円

については、ほぼ実費の損害であり、双方に争いはない。

第2 葬儀費用

相手方からは、金867万7165円の請求に対し、当方は、金150万円の回答である。葬儀費用については、葬儀に実際にかかった実費ではなく、一般的に、不慮の事故により葬儀が早まったことによる損害を通常の範囲で賠償するものとして、裁判所において、交通事故の例では、特別な事情のない限りは、金150万円とすることから、当方の回答が妥当である。

第3 逸失利益

1 相手方からは、下記の計算により、金5496万2986円の請求が行われた。

基礎収入（賃金センサス平成24年男子学歴計） 金529万6800円

死亡時26歳につき、67歳までに41年間のライプニッツ係数

17.2944

生活費控除率 40%

計算式

金529万6800円×17.2944×(1-0.4)

=金5496万2986円

2 考え方

相手方■■■■■は、最終学歴が■■■■■であり、そのあと、彦根市役所に、消防職員として就職した。従って、基礎収入を、上記第3の1に記載の学歴計平均ではなく、高卒計平均（平成24年度で金458万5100円）とすることも考えられたが、死亡時の職業は、彦根市役所に所属する消防職員であり、給与は、平成24年当時で金336万3752円（9月2日の死亡により退職するまでの金額であることから、年額に換算すると金50.4万5063円）と、同年齢の高卒平均（金355万8200円）よりも高く、事故がなければ、特殊技能公務員として定年まで勤務していた可能性が高く、基礎収入としては、上記学歴計平均を基礎とすることを妥当と判断した。

第4 慰籍料

相手方からは、金3200万円の請求があり、相手方の家族関係（妻と両親）を踏まえれば、交通事故の例でも、同金額の慰籍料は妥当な金額と判断した。

第5 過失相殺

本件の最大の争点は、過失相殺により、当方の責任の割合がどの程度となるかであった。潜水の禁止されたプールを、事実上の許可を得て、潜水訓練中に事故が起きた裁判例は、当職が渉猟したところでは、見当たらなかった。

刑事事件においては、平成26年11月7日、3名の関係者について、不起訴処分となったが、これは、業務上過失致死罪について、起訴されなかっただけで、無罪が明らかとなったわけではない。

平成24年8月31日事故 被保険者 公益財団法人 滋賀県体育協会
 被害者 XXXXXXXXXX

お支払い予定額

項目	金額(円)	内訳
治療費	455,681	提出された領収書に記載された金額
入院諸雑費	4,500	弁護士基準 1日1,500円×3日分
休業損害	41,019	源泉徴収票にもとづき算出
葬儀関係費用	1,500,000	弁護士基準金額を採用した。
逸失利益	54,962,986	賃金センサス 男子学歴計5,296,800円を用いて算出
慰謝料	32,000,000	被害者本人分と、妻及び両親の分
合計	88,964,186	
過失減額	-8,896,419	相手側過失10%を適用した。
お支払い予定額	80,067,767	